

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した被相続人ら(亡祖父、亡祖母)、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかつたことを考慮して平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、①平成23年3月から平成24年8月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額3万円の増額が認められ、②平成24年9月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成24年10月まで、亡祖母については平成26年3月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額10万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額3万円の合計月額13万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成23年3月から平成26年3月まで家族の別離を理由として月額3万円の増額賠償がされた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1(以下「申立人X1」という。)、申立人X2(以下「申立人X2」という。)、申立人X3(以下、「申立人X3」という。あわせて「申立人ら」という。)および被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記第1項の損害項目(下記第2項の期間に限る。)に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- | | | |
|-----|------------------|------------|
| (1) | 亡A分の損害 | |
| | 精神的損害(日常生活阻害慰謝料) | 800,000円 |
| (2) | 亡B分の損害 | |
| | 精神的損害(日常生活阻害慰謝料) | 3,010,000円 |
| (3) | 申立人らの損害 | |
| | 精神的損害(日常生活阻害慰謝料) | 1,110,000円 |
| (4) | 計 | 4,920,000円 |

2 損害期間

(1) 前項の(1)の損害について

自 平成23年3月11日 至 平成24年10月末日

(2) 前項の(2)の損害について

自 平成23年3月11日 至 平成26年3月末日

(3) 前項(3)の損害について

自 平成23年3月18日 至 平成26年3月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金4,920,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1第1項記載の損害項目(同第2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 表明および保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A(以下、「被相続人A」という。)が、平成24年10月25日に死亡し、申立人X1が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を相続したこと
- 2 亡B(以下、「被相続人B」という。)が、令和2年9月29日に死亡し、申立人X1が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を相続したこと
- 3 申立人らの知る限り、申立人X1のみが、被相続人A及び被相続人Bの相続人であること

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年11月8日

(仲介委員 篠原 一廣)